

会議名称	平成22年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成22年12月24日（金） 14時から14時40分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室（中棟6階）	
	委員	江藤会長、井上委員、今村委員、櫻田委員、高橋委員、谷委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、河野委員、鈴木委員、関委員、横山委員、小幡委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	安藤国保年金課長、畦元高齢者在宅支援課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 平成22年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>資料2 平成22年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議次第</li> <li>委員名簿</li> </ul>
【会議内容】		
1 平成22年度第3回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第21号	国民健康保険給付システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	答申
報告第15号	高齢者実態 査に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第22号	高齢者実態調査に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（追加）	答申

会長	定刻を過ぎました。本日は師走でご多忙のところ、当審議会にご出席いただきありがとうございます。ただいまより、第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の変更等がございますので、事務局から説明をお願いします。
政策法務担当部長	ただいま会長からお話ございましたとおり、学識経験者の委員の一部の方について、委員の変更がありましたのでご紹介させていただきます。土井道子委員が退任されまして、新たに委員としてお願いいたします、財団法人東京都予防医学協会の北島和子委員です。
委員	よろしくお願ひいたします。
政策法務担当部長	どうぞよろしくお願ひいたします。なお、議員選出委員で交代をされまして、前回欠席されました新委員の関委員が出席されていますのでご紹介をさせていただきます。関昌央委員でございます。
委員	関昌央でございます。
政策法務担当部長	どうぞよろしくお願ひいたします。なお、委嘱状については席上に配付させていただきましたので、よろしくお願ひします。また、新しい委員名簿についても席上に配付しておりますので、ご確認ください。以上です。
会長	都合により欠席される委員の方は、ございますか。
政策法務担当部長	本日の会議について、欠席される旨のご連絡がありました委員は、柴田委員と富岡委員のお2人です。また、柳澤委員からは、少し遅れるという連絡をいただいています。また、本日欠席ではありませんが、菅沼委員については、ご本人のご都合により、委員を退任されることになりました。後任の委員の方については、推薦母体である杉並区社会福祉協議会に現在推薦をお願いしているところです。私からは以上です。
会長	議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、いつもと同様にお配りしてあります式次第に従って行います。まず、会議録の確定をしたいと思います。これについて、事務局から修正または補足の説明はありますか。
法務担当課長	修正が2箇所あります。事前にお配りしてあります会議録の7ページ、下から6つ目の四角、課税課長のところの下から2行目、「可能性を整備したもの」とありますが「可能性を残したもの」にご訂正ください。もう1箇所は11ページ下から6つ目の四角、区民課長のところで『疑義が生じた場合』というのの次の「可能性としては」を削るようお願いいたします。以上2点です。
会長	それでは、ほかに会議録について訂正、あるいはご意見等がありますか。ございませんか。なければ第3回会議録は確定ということでよろしいですか。
	(異議なし)
会長	では、そうさせていただきます。次に報告・諮問事項に入りたいと思います。政策法務担当部長、諮問文を読み上げてください。

政策法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
(諮問文手交)	
会長	報告、諮問事項の審議に入ります。初めに諮問第 21 号について事務局から説明をお願いします。
<b>諮問第 21 号</b>	
情報システム課長	諮問第 21 号について説明する。
会長	今の説明についてご質問、ご意見はありますか。
委員	一つだけ教えていただきたいのですが、2 ページの電算入力記録票の 111 番で「介護合算按分率」がありますが、どういう按分率があるのでしょうか。
国保年金課長	高額療養費の合算制度では、国保と介護の両方のサービスの費用を合算して計算し、その額を国保でかかった医療費の額と、介護保険でかかった額とでそれぞれ按分して、国保と介護保険それぞれで支払うという形にしております。
委員	そうしますと、その人のケースによって按分率がいろいろ変わってくるということですか。
国保年金課長	そうですね、どのぐらい国保にかかっているか、介護にかかっているかによって按分率が変わります。
会長	ほかにありますか。
委員	1 ページに書いてある「交通事故等の第三者行為に係る情報」とは、具体的にはどういう情報なのでしょうか。
国保年金課長	交通事故等の第三者行為とは、交通事故に遭った場合、その損害賠償を、本来であれば加害者に対して被害者が請求するものですが、保険を使うこともあります。保険を使う場合について、加害者に対する損害賠償を保険者が代行する、債権をもらってしまうということで、代わりに請求するという仕組みになっています。その診療に関する交通事故の種別、その他どういった額で行っているかという第三者の情報が入っています。
委員	そうすると、保険を使う行為とはどういう行為なのでしょうか。
国保年金課長	交通事故で病院に運ばれましても、いきなり全額を自己負担するのは大変ですので、被害者からお金をもらう代わりに、先に保険で支払っておきます。その代わりに被害者に請求する額を、後で保険者が加害者に請求するという仕組みで、二重取りにならないような仕組みです。
会長	よろしいですか。
委員	同じところで、2 ページの 114 番に、「介護合算不支給事由」とありますが、何か複雑な理由がある場合、どのような時に合算支給がされないということが起きるのでしょうか。
国保年金課長	複雑と言いますか、金額が比較的少額な場合があつて、たとえば総支給額が 500 円を超えた場合に支給されますので、500 円未満の場合ですと支給されないということで、支給事由で計算します。
会長	よろしいですか。他にございますか、特にございませんか。諮問第 21 号

	は決定といたします。次に報告第 15 号、諮問第 22 号について、事務局から説明をお願いいたします。
報告第 15 号、諮問第 22 号	
法務担当課長	報告第 15 号、諮問第 22 号について説明する。
会長	それではただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますか。
委員	3 ページで、いま説明をいただいた「安否確認等の高齢者の範囲を拡大し、対象者高齢者の実態を把握することとした」という説明がありましたが、要するに、「75 歳以上の方を全部調査することにした」という理解でよいのですか。そうすると、大変な調査を始めることになると思いますが、その辺の説明をお願いします。
高齢者在宅支援課長	75 歳以上の高齢者の方を対象に考え、検討しています。
委員	正確に数字でいうと何人ぐらいですか。
高齢者在宅支援課長	細かい数字ではありませんが、約 5 万人です。
委員	もう 1 つ同じ 3 ページで、個人情報の登録票とその収集の方法に関わる 2 番目、目的外利用の業務追加で、「国民健康保険医療給付に関する業務」外 4 業務とは、あとの業務はどういうことですか。確認させてください。
法務担当課長	4 ページをご覧ください。まずアンダーラインを引いているところですが、「国民健康保険医療給付」が中段にありまして、ほかの 4 業務は、「健診（検診）・保健指導」と、右ページの「施設入所措置」、ここでは部課名が「保健福祉部国民年金課」とありますが、こちらを「高齢者在宅支援課」と訂正させていただきたいと思います。ほかに、保健福祉部福祉事務所の「生活保護」と、区民生活部区民課の「外国人登録」、以上合わせて 5 業務を新たに追加いたします。
委員	いま説明のありました外国人登録している外国人で、75 歳以上は何人ぐらいおられますか。
法務担当課長	いまは手元に資料がございません。
委員	あとからでも教えてください。また 4 ページに戻りまして、「個人情報の記録の内容」で、「生活状況等の情報」がありますが、「暮らし向き」、「生活実態」とはどのような記録をしますか。「住居の状況」というのは、どのような間取りの家に住んで、ご本人はどこにいて、そういうことを書くのですか。
高齢者在宅支援課長	「暮らし向き」は、生活を支えている収入源は何か、仕事はしているか、仕事の種類は何か、仕事をしている理由は何か、そういったものです。「生活実態」については、生活状況、生活自立度、社会との交流を含めてどういった身体的自立、精神的自立、そういったものを総合的に把握するものです。「住居の状況」では、家屋形態等を聞いています。
委員	もう 1 つよろしいですか、隣の「社会活動等の情報」のところで、「社会活動の状況」は、これは何々サークルに入って活動しているか、ご本人にかかわることを集め、情報として蓄えるところということですか。

高齢者在宅支援課長	おっしゃるとおりで、人との交流を伴うような活動等を指しています。
委員	75歳以上ということになると、集めました情報が例えば100歳を超えていると25年、そうとう長期にわたると思います。このような情報も必要がなくなるまで、長期間の管理が必要になるという捉え方でいいのですか。
高齢者在宅支援課長	初回は、実際把握してみないと状況はわかりません。把握していく中で、お年をとられるごとに状況が変わっていくと思いますので、継続的な訪問等が必要であると考えております。
委員	端的に言うと、住民基本台帳に存在する間はずっとこの記録が保存され、この目的に合う形でいろいろ使われるという捉え方でいいのですか。
高齢者在宅支援課長	高齢になればなるほど、やはり介護サービスなどが必要とされる方が出てきます。他のサービスを使われることにより、そこで見守りをし、サービスが利用されれば、この実態調査の中で把握していく方からは、外れていきます。
委員	もう1つ、約5万人いるとのことで、区役所の職員だけで、調査するのは大変だと思います。その辺はどのように捉えて、情報を集めながらこの目的のために活かしていこうとしているのですか。
高齢者在宅支援課長	こちらの実態調査の拡大の本来の目的が、やはり安否確認だけではなく、支援が必要な方、自ら手を上げられない方をこちらから把握していこうというものです。そういった意味で把握したあと、やはり支援が必要かどうかの適切なアセスメントができる専門の職員がいる、地域包括支援センターの職員等の活用を考えております。
委員	最終ページになりますが、別紙資料の「高齢者訪問面接調査について」のことですが、これは大事なことでありますし、適切な支援につなげるということで、すばらしい安心感のある調査です。お聞きしたいのは、この制度がいつ始まったのか、どんな方法でやっているか、誰がやっているのか。この3点について説明をお願いします。これは1つの制度として始まったということですか。高齢者訪問面接調査は大事なことです。
高齢者在宅支援課長	まず高齢者訪問面接調査については、いままでは相談や申請があって、家庭訪問するという形でしかできなかったというのが実情です。今回はあくまでも、こちらから支援が必要な人ではないか、という絞り込みをかけまして、こちらから面接に出かけるというもので、今回始めて取り組むものです。
委員	具体的にはこれからですか。
高齢者在宅支援課長	具体的にはこれからという形です。
委員	わかりました。
委員	先ほど「第3回審議会で報告を行った」と書いてありますが、私は第3回審議会を欠席していたのでお聞きします。杉並区で110何歳の方が1人、それが全国にも問題になったとは思いますが、あのあと調査をして、杉並区で行方不明者はいまのところゼロだという新聞報道は見ましたが、その辺の報告は審議会の中でどういう形でなされたかということ。安否確認の方法は

	<p>どういう形でやったのか、区の職員がやった、一人、一人訪問したという話は外部的には伝わったのですが、実際にはどうだったのか。3番目に、そこで問題点みたいなのがどのように見つかったのか。この3つについてお願いしたいと思います。</p>
法務担当課長	<p>今回新たに5業務の目的外利用について、報告を申し上げていますが、前回の審議会でも同様に「目的外利用を行いました」という報告をしました。その時は、100歳以上の者だけでしたので、それほど数はありませんでしたが、個人情報の取扱いとしましては、同じ手続きをいたしました。</p>
会長	<p>そのことについては、前回の議事録の2ページに出ています。</p>
委員	<p>よく読んでいなかったのですが、あとで読んで確認したいと思います。1人1人当たっていったという話が新聞報道では出ています。</p>
会長	<p>質問の2点目、3点目については、これから説明をお願いします。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>まずどのようにしたかと言いますと、二通りのやり方がありまして、緊急に安否確認調査を行ったものがあります。それは100歳以上及び100歳に達する方が315名おられました。過去2年間医療や介護サービスをまったく利用していない方を抽出しまして、利用していない方が2名おられました。2名の方に関しましては、すぐに住所地に確認に行っています。</p> <p>夏場の面接調査では、100歳以上の251名の方を対象に訪問調査に直接伺いました。区の職員が基本的に行いまして、地域の民生委員さんにもご協力いただいていたものです。</p> <p>251名の内訳は、在宅が119名、施設・病院等に入院されていた方が132名おられました。在宅の内亡くなられた方が4名で、結果的に在宅で会えた方は115名、施設、入院先の病院等で確認できた方が132名という状況です。</p> <p>3番目は、特に大きな問題点はありません。やはり100歳以上ということで、マスコミ等いろいろ既に公表されていまして、訪問すること自体については、受入れはとてもよかったということはありません。在宅で100歳以上の方の生活実態が把握できたのは、よかったと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございました。20年ぐらい前でしたが、手話サークルの会長をやっていたときに、都営住宅に住んでいた耳の聞こえない方が孤独死して、その隣に身体障害者の人が住んでいて、全然見ないのでおかしい、ということで警察に連絡して、死後2週間経ってから見つかったという例が、もうずいぶん古いときでしたがありました。先ほど委員も言いましたが、できるだけ1人で住んでいる人のところについては、特に重点的に回ってほしいなと思います。以上です。</p>
委員	<p>先ほどの関連で、これから行われるこの制度は非常に結構で、期待しています。というのは、いま現在すでに一人暮らしで、高齢者、元気だけれども身内がない、そういう方は、結構お付き合いしている範囲では、例えば町内会の中なんかですとわかります。ところが、いるんじゃないかしら、いたはずだ、</p>

	<p>でもここ最近全然何年もいない、消息を聞くのも失礼だとなります。地域には、いろいろ問題点があります。こういった訪問面接は、非常に大事なことになると思います。さりとして町会の立場では、なかなかできにくいことです。民生委員さんは動いて、いろいろあの手、この手でやります。警察署や消防署が「町会長さんだからわかるんじゃないの」ところ来るときもあります。「そういう個人的なことまで、いちいち私ら心得ておりません」ということで、プレッシャーは非常にかかります。これをやるからには相当がっちりしたスタイルで、つい最近社会福祉協議会でしたか、何かまとめている話があったはずで、そんなところから徐々に発信していただき、万が一の災難にあったときに役立つようなシステムを作っていただければ、いちばん安心につながるのかなと思います。ところが、分かっても個人情報遵守ということで、あっちにも、こっちにも流れないと思います。また、流すべきではないと思います。最低限、例えば学校震災救援所を作っておきながら、その会長には何も通知がないとか、非常に困った問題です。こうやって面接をして抽出していくのは、どのような範囲で抽出していくか大変だと思います。入院している人、別居している方、これは意外と多いです。この制度が何か1つの所管の中できっちりと極秘で集計されるように行政の立場で、リードしていただければいいのかなと思います。したいという願望ではなく、するのだと実施の構えで持っていけないといけません。一刻も早く一人暮らしの方を把握する必要がありますので、これは急いでしっかりとやっていただきたいと、これは要望です。以上です。</p>
委員	<p>12 ページでの 2 番目の「高齢者訪問面接調査の対象者」、これは案ですが、医療・介護の認定を受けている人や、医療保険に入っている人を対象にしているわけですね。でも最近、医療保険に入らないという人もたくさんいます。保険料が払えないとか、そういう人の数は区ではつかんでいるのですか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>75 歳以上の方をいま対象に考えていまして、皆さん後期高齢者医療保険に加入されています。</p>
委員	<p>新聞報道などによると、制度に加入していない人もかなりいると言っています。そのような方の情報をつかんで、訪問調査の対象者にしたほうがいいと思います。介護保険や医療保険に入っている人を対象にしていますので、これらの制度に入っていない人もいるのでは、というおそれもありません。そのような人も、訪問調査の対象にしたほうがいいかと私は思います。</p>
法務担当課長	<p>国民健康保険や後期高齢者医療保険は、すべての方が加入する制度で、住民登録をしていないと、加入していないことを区側では把握できないのですが、住民登録のある方達の情報については、区でつかんでいると考えております。</p>
会長	<p>ほかにございますか。よろしいですか。報告第 15 号は受けたことにいたします。諮問第 22 号は決定です。これで本日の諮問事項の審議は全部終わりました。報告事項も終わりました。事務局から答申書の案文を配付してください。</p>

	(答申文配付)
会長	ただいま配られた案文の内容の確認をお願いします。答申文はこの内容でよろしいですか。
	(異議なし)
会長	この答申文を政策法務担当部長にお渡しします。
	(答申文手交)
会長	本日の議題は以上ですが、事務局から何かございますか。
法務担当課長	次回は、2月25日(金)午後2時からを予定しています。よろしくお願いいたします。
会長	よろしゅうございますか。第4回情報公開・個人情報保護審議会をこれで終了いたします。年末お忙しい中、本日はどうもありがとうございました。